新潟県消費者教育推進地域協議会について

県民生活・環境部県民生活課

消費者教育推進地域協議会について

新潟県消費者教育推進地域協議会は消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の趣旨に基づき設置しており、本県における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、必要な事項を検討しています。

新潟県小学校長会、新潟県中学校長会、新潟県高等学校長協会、学識経験者、消費生活に関する各分野の代表等で構成されています。（新潟県消費生活審議会と同時開催）

消費者教育をめぐる現状について

若年層の消費者に対する消費者教育の重要性については「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」（平成28年６月消費者委員会（内閣府所管））において指摘されています。

学習指導要領については、中央教育審議会答申（平成28年12月21日）を踏まえ、小・中・高等学校の関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、自立した消費者を育むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについての内容を充実させるものとなりました。

加えて、令和４年４月１日からの成年年齢に引き下げを見据え、関係省庁（文部科学省・消費者庁・金融庁・法務省）が連携して平成30年度より「消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を高等学校及び大学等において実施するなど、消費者教育の推進が強化されています。

消費者庁の検討報告書では、消費者被害防止の情報を若年層に向けて発信することは、消費者被害の未然防止効果が期待できるとされています。（資料１）

また、文部科学省による消費者教育に関す

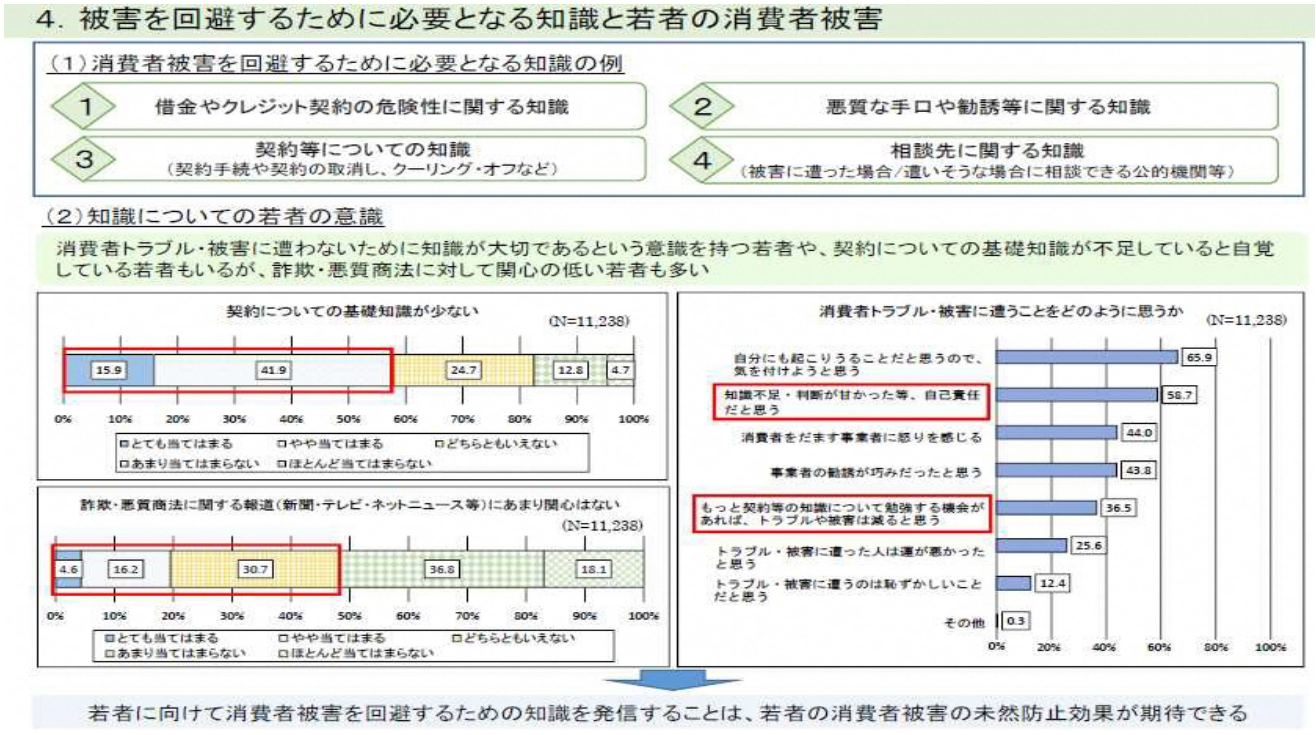

資料１【若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書】（消費者庁）

る取組状況調査によると、教育委員会と消費者行政部局との連携状況や消費者教育の充実に向けた取組が進んでいることが分かる一方で、具体の対応に関する課題も明らかとなりました。（資料２）

２ 調査結果の概要
【教育委員会調査】
（１） 学校教育関連の取組について
〇成年年齢の引下げを踏まえ、「学校教育分野」で新規・拡充した取組の内容
・「消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化」が40.5%
（前回より28.0ポイント増）
・「教員対象の研修」が37.2%
（前回より10.6ポイント増）
・「学校への専門家の派遣」が29.7%
（前回より7.8ポイント増）
（２） 今後の対応について
〇消費者教育の推進における課題
・「指導者や講師となる人材がいない」が30.7%
（前回より3.9ポイント増）
・「どのような取組をすればよいかわからない」が29.5%
（前回より0.6ポイント増）

資料２【令和元年度消費者教育に関する取組状況】
（抜粋）令和２年３月31日文部科学省公表

協議会での検討と意見の反映

県の取組状況や各種データ等を各委員から御覧いただき、学校や地域での取組状況について御教示いただくとともに、今後の県事業の方向についての御意見を県の事業に反映させています。（資料３）

新潟県消費者教育推進地域協議会では、若年者に向けて引き続き消費者教育を推進すること、また、消費者被害に遭った際に最寄りの消費生活センター等に相談できる直通ダイヤル「消費者ホットライン１８８」の周知啓発や、消費者行政担当部局と学校・地域との連携強化が今後の課題として挙げられました。

〈意見を反映した取組の一例〉（資料３）

【家庭・地域に向け「県民だより」へ通年掲載】

【わかりやすい表示による
相談ダイヤル（消費者ホットライン１８８）の啓発】

おわりに

県では昨年度、新潟県高等学校長協会家庭部会と連携し消費者教育に関する調査研究事業を実施したほか、市町村においても中学校への消費者教育に関する情報提供や、教育委員会から支援を受けたモデル授業の実践など、教育委員会と消費者行政担当部局との連携が進んでいます。

消費者教育については発達段階に応じて実施するとともに、令和４年４月１日の成年年齢引き下げを見据え、消費者として最低限の知識を身に付けることが喫緊の課題となっている若年層への消費者教育を、学校教育と消費者行政が一層連携して実施していく必要があります。そのため、新潟県消費者教育推進地域協議会を通じて、今後も消費者教育の推進について検討していきます。

（県民生活課　℡025-280-5135）

〈消費者教育に関する文部科学省ＨＰ〉
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/

〈教材に関する消費者庁ＨＰ〉
https://www.kportal.caa.go.jp/index.php